

第5章 整備・保全活動計画の検討

5-1 基本方針ごとの施策展開

基本方針ごとに施策を以下のように展開する。詳細は次頁以降に整理する。

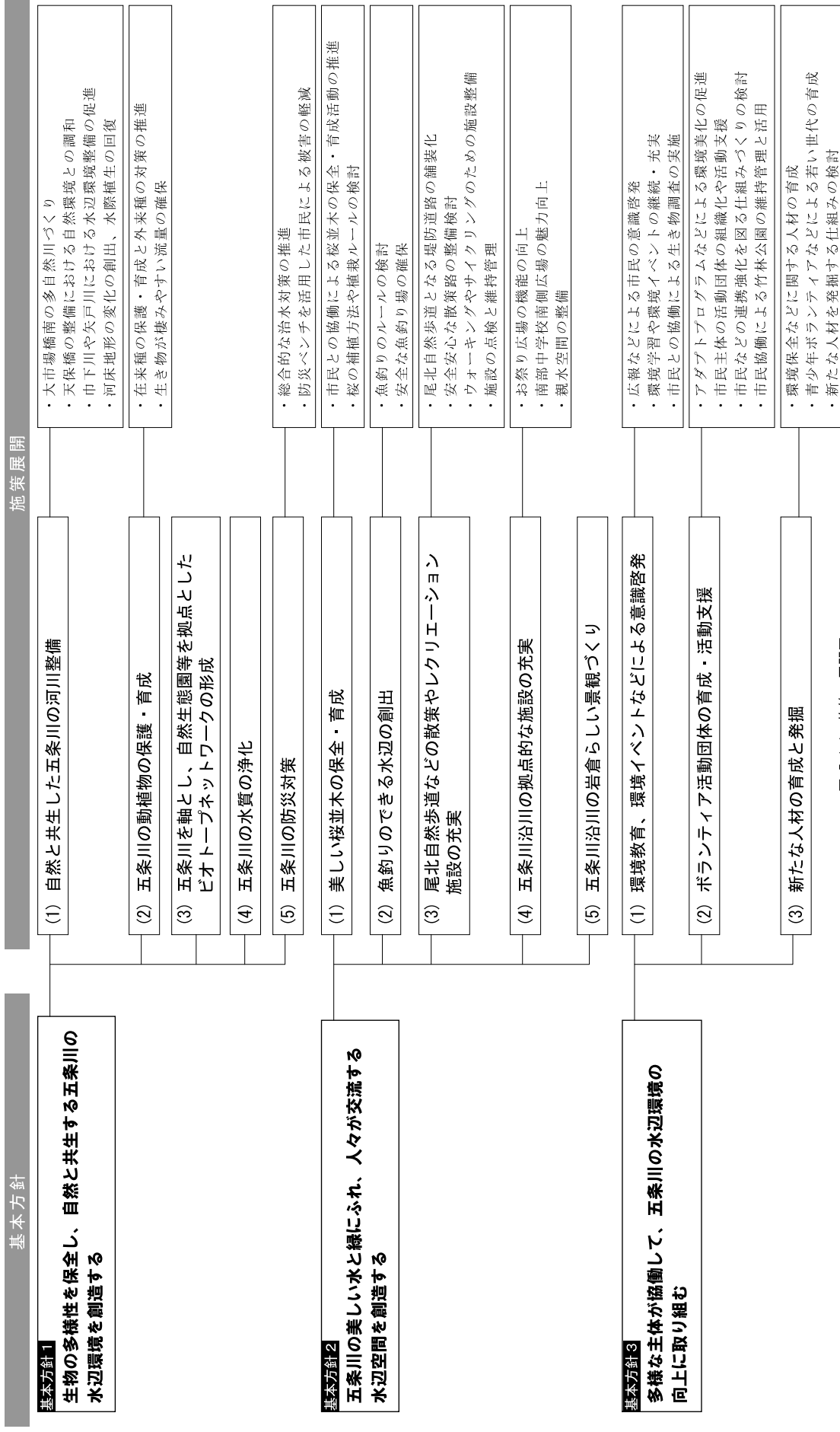


図 5-1-1 施策の展開図

5-1-1 生物の多様性を保全し、自然と共生する五条川の水辺環境を創造する

(1) 自然と共生した五条川の河川整備

(大市場橋南の多自然川づくり)

- 五条川の自然環境を保全・創出するため、自然景観や生態系の保全に配慮し、自然と共生した多自然川づくりを進める。特に、大市場橋南の右岸は、愛知県と連携し、堤防道路のネットワーク化を図るとともに、多自然川づくりにより、水辺の自然環境の創出や親水性の向上を図る。



多自然川づくりのイメージ（半場川）
出典：愛知県 多自然川づくりアドバンス

(天保橋の整備における自然環境との調和)

- 川井町の都市計画道路岩倉西春線で計画されている天保橋の護岸整備においては、周辺の自然環境と調和し、生き物の棲みやすい水辺環境を保全・創出する。



天保橋の計画地

(巾下川や矢戸川における水辺環境整備の促進)

- 五条川の支流となる巾下川や矢戸川についても、生き物の棲みやすい水辺環境を保全・創出するため、関連機関との調整を行いながら、水辺環境整備などを促進する。

(河床地形の変化の創出、水際植生の回復)

- 市街地において、単調な断面が続く区間については、低水路を確保し、玉石などを用いた水制工※などにより瀬や淵を形成し、河床の地形に変化を持たせるとともに、水際植生の回復によって生き物の棲みやすい水辺を創出する。



五条川の水際の植生

※ 堤防、護岸、河岸または河床を守るため、もしくは流水の方向を変えるため設置される施設。

(2) 五条川の動植物の保護・育成

(在来種の保護・育成と外来種の対策の推進)

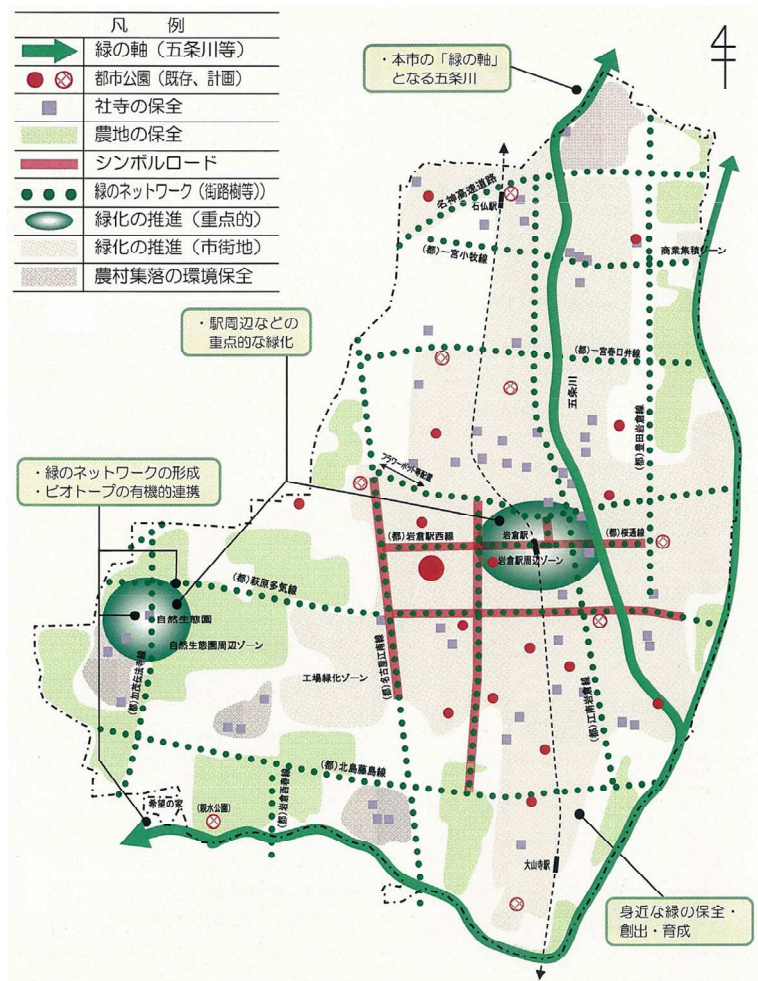
- 五条川における生物多様性を保全するため、定期的な生き物調査などを通じて、五条川における生き物の生息状況や植生状況を把握するとともに、在来種の保護・育成と外来種の早期発見による生態系かく乱の未然防止や駆除等に取り組む。

(生き物が棲みやすい流量の確保)

- 生き物が棲みやすい水量を確保するため、特に冬季における五条川の流量を増加するため、地下水のかん養や雨水利用などの多様な視点から検討するとともに、周辺自治体や関係機関にも要望する。

(3) 五条川を軸とし、自然生態園等を拠点としたビオトープネットワークの形成

- 五条川を軸として、矢戸川、巾下川の河川と公園や神社などの市街地に点在する緑のネットワークを形成し、五条川を中心としたビオトープネットワークを形成する。特に、市内の自然環境を守り育てるため、五条川と自然生態園や学校ビオトープ、農地などとの連続性を図る。



緑の概念図
出典：岩倉市緑の基本計画

(4) 五条川の水質の浄化

- 五条川の水質の浄化を図るため、公共下水道事業の計画的な整備を図るとともに、下水道が整備された区域では早期接続を啓発する。また、公共下水道事業の計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽への切替えと適切な維持管理を促進する。

(5) 五条川の防災対策

(総合的な治水対策の推進)

- 五条川における大雨時の安全性を高めるため、流域における保水・遊水機能の保全、広場などにおける雨水貯留浸透機能の確保、雨水利用の推進、透水性舗装の採用など、五条川への負担軽減を図る総合的な治水対策を推進する。

(防災ベンチを活用した市民による被害の軽減)

- 迅速な水防活動のため設置した土のうの保管と止水の機能を有する防災ベンチを活用し、市民の力で大雨時の浸水被害を軽減する。

排水設備をつくりましょう

公共下水道が整備されますと、みなさんのご家庭や工場などからの汚水を下水道に流せるようになります。市はその区域（処理区域）をお知らせします。そうしますと、処理区域内のご家庭では汚水を直接公共下水道に流すための「排水設備」をつくっていただくこととなります。

排水設備とは

下水道は市が道路などの下に建設し管理を行う「公共下水道」と、個人の敷地内に設置し、ご家庭から出る汚水を直接公共下水道へ流すための排水管や汚ますなどの「排水設備」からなっています。排水設備は、みなさん個人でつくり、掃除、点検などの管理をしていただくこととなります。

トイレの水洗化は3年以内に

公共下水道が完成し、お住みの地域が処理区域になりますと、くみ取り便所は公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に、公共下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません（下水道法第11条の3）。また、処理区域内では、水洗トイレにしないご家庭を新築することができません。

排水設備は重滞なく設置を

台所や浴室、洗濯などの汚水を道路の側溝や水路に流している場合、できるだけ早く公共下水道に直接流す排水設備を設置しなければなりません（下水道法第10条）。

し尿浄化槽は廃止しましょう

し尿などの汚水は、下水処理場で処理されるので、し尿浄化槽は必要なくなります。そのままですと公衆衛生上も好ましくないので、し尿浄化槽は廃止して、直接公共下水道に流すようにしてください。

岩倉市の下水道接続を促すハッシュレット
出典：「美しい街」のための下水道のはなし



調整機能を有する広場のイメージ



五条川の防災ベンチ

5-1-2 五条川の美しい水と緑にふれ、人々が交流する水辺空間を創造する

(1) 美しい桜並木の保全・育成

(市民との協働による桜並木の保全・育成活動の推進)

- 老木化が目立ち始めている五条川の桜並木は、岩倉五条川桜並木保存会をはじめとした市民との協働により、桜の剪定や施肥、後継木の育成などの保全・育成活動を計画的に進める。



五条川の桜の老木

(桜の補植方法や植栽ルールの検討)

- 既存の樹木を保全するとともに、近隣の公共用地などにおける新たな植栽や、護岸に悪影響を与えない形式での補植方法や植栽ルールを検討し、関係機関との調整により、河川沿いの桜並木を存続する。

(2) 魚釣りができる水辺の創出

(魚釣りのルールの検討)

- 五条川と巾下川の合流地点より下流において魚釣り（魚取り）を推奨し、生態系を守り、安全に楽しむためのルールを市民主体で検討する場を設ける。

(安全な魚釣り場の確保)

- 当面は出逢橋の親水護岸を魚釣り場として利用するが、更の下流域においては、河川改修に合わせ、安全な魚釣り場を確保する。



出逢橋の親水護岸

(3) 尾北自然歩道などの散策やレクリエーション施設の充実

(尾北自然歩道となる堤防道路の舗装化)

- 愛知県と連携して、尾北自然歩道において舗装のされていない生田橋～岩倉新橋などの堤防道路の舗装化を促進する。



未舗装の堤防道路

(安全安心な散策路の整備検討)

- 安全で安心して五条川沿いを散策ができるようになるため、街路灯の整備・充実に努めるとともに、防犯カメラの設置や自動車の通行制限などについて検討する。

(ウォーキングやサイクリングのための施設整備)

- レクリエーションや健康づくりとして、五条川の堤防道路などを楽しくウォーキングやサイクリングができるよう、施設整備や草花による緑化を進める。また、五条川から周辺の観光資源への案内誘導を充実し、五条川を活用した観光・交流ネットワークを形成する。



五条川沿いの距離表示

(施設の点検と維持管理)

- 劣化が目立ちつつある堤防道路の舗装や五条川の橋梁、また、ベンチなどのストリートファニチャーは、定期的に点検を行い、補修や更新などの適切な維持管理を図る。



劣化が目立ちつつあるベンチ

(4) 五条川沿川の拠点的な施設の充実

(お祭り広場の機能の向上)

- お祭り広場は、都市計画道路桜通線の整備に合わせ、岩倉駅から五条川の玄関口として道路からの景観に配慮するとともに案内サインなどの整備を図る。また、桜まつりの運営に配慮した整備、道路整備によって縮小する休憩施設や広場用地の確保などを長期的な視点で検討する。

(南部中学校南側広場の魅力向上)

- 当面は五条川と巾下川の合流地点となる南部中学校南の三角地の広場は、地域住民によるグラウンドゴルフ場としての利用など、健康づくりや憩いの場としての利用を継続するとともに、適切な維持管理により親しみやすい景観づくりや生き物の生息環境を確保する。



南部中学校南側広場

(親水空間の整備)

- 広瀬橋周辺は、水生生物などを観察できる場として、開発に合わせ、水辺に近づく親水護岸や親水公園の整備を推進する。

(5) 五条川沿川の岩倉らしい景観づくり

- 本市の原風景であるとともに、市外から多くの観光客が訪れ、本市の顔となる五条川沿川の水辺空間、また、桜並木の映える街並みや田園風景の岩倉らしい景観を保全・再生することに配慮して事業を実施する。



岩倉橋の高欄のデザイン
出典：岩倉市ホームページ

5-1-3 多様な主体が協働して、五条川の水辺環境の向上に取り組む

(1) 環境教育、環境イベントなどによる意識啓発

(広報などによる市民の意識啓発)

- 広報紙やホームページでのPR、まちづくり出前講座などの開催や活動紹介ブースの設置などを通じて、五条川の水辺環境の保全・再生やポイ捨て・ふん害対策の美化活動に対する市民意識を啓発する。



五条川のふん害対策看板

(環境学習や環境イベントの継続・充実)

- 市民団体などとの連携による小学校での水生生物調査のほか、市民団体が主体的に行う水辺まつり、親子自然探検隊、生き物観察会、クリーンアップ五条川などの環境学習や環境イベントを継続・充実し、五条川に対する水辺環境教育や市民意識の啓発を行う。



水辺まつりの様子

(市民との協働による生き物調査の実施)

- 生物多様性や外来種の問題に対する認識を深めるため、市民や市民団体との協働により、生き物生息調査を実施する。

(2) ボランティア活動団体の育成・活動支援

(アダプトプログラムなどによる環境美化の促進)

- より多くの市民による五条川の環境美化などへの活動を促進するため、市民や事業所などにアダプトプログラムやクリーンチェックいわくらなどへ参加を呼びかける。



アダプトプログラムの様子

(市民主体の活動団体の組織化や活動支援)

- 市民主体の環境保全活動を促進するため、自然環境の保全や緑化を行うNPO法人などの組織化支援や市民活動団体の活動支援を行う。

(市民などの連携強化を図る仕組みづくりの検討)

- 市民・事業者・行政が相互に役割を果たしながら、協働により五条川の環境保全や魅力の向上に取り組んでいくため、各主体の連携や協力体制の強化を図る場や仕組みづくりを検討する。

(市民協働による竹林公園の維持管理と活用)

- 地域住民主体の竹林の日常的な維持管理をめざすとともに、市民団体などと連携して竹林を活用した体験教室を開催する。



竹林公園の竹林

(3) 新たな人材の育成と発掘

(環境保全などに関する人材の育成)

- 環境保全に関するボランティア養成講座などの開催、また、企業が退職前の社員に対して行う退職後の生活講座で五条川における市民活動を紹介するなど、五条川の水辺環境整備に関わる人材の育成や確保に努める。

(青少年ボランティアなどによる若い世代の育成)

- 五条川のイベント運営などに青少年ボランティアを募集するなど、青少年が五条川に係る社会活動に参加できる機会の創出に努め、次世代を担う人材育成へとつなげる。



中学生のボランティア（水辺まつり）

(新たな人材を発掘する仕組みの検討)

- 水辺の生物多様性や自然環境の保全に関する専門知識や技能を持った市民を募集・登録し、市民講座の講師や地域活動のリーダーなどとして活躍できる仕組みを検討する。

【参考】施策と施策を実施するゾーンの対照表

施 策	都市内河川 ゾーン	融合シンボル ゾーン	田園・農村内河川 ゾーン
■基本方針1 生物の多様性を保全し、自然と共生する五条川の水辺環境を創造する			
大市場橋南の多自然川づくり		○	
天保橋の整備における自然環境との調和			○
巾下川や矢戸川における水辺環境整備の促進		○	
河床地形の変化の創出、水際植生の回復	○		
在来種の保護・育成と外来種の対策の推進	○	○	○
生き物が棲みやすい流量の確保	○	○	
五条川を軸とし、自然生態園等を拠点とした ビオトープネットワークの形成	○	○	○
五条川の水質の浄化	○	○	○
総合的な治水対策の推進	○	○	○
防災ベンチを活用した市民による被害の軽減	○		
■基本方針2 五条川の美しい水と緑にふれ、人々が交流する水辺空間を創造する			
市民との協働による桜並木の保全・育成活動の推進	○	○	○
桜の補植方法や植栽ルールを検討	○	○	○
魚釣りのルールを検討		○	○
安全な魚釣り場の確保		○	○
尾北自然歩道となる堤防道路の舗装化			○
安全安心な散策路の整備検討	○	○	○
ウォーキングやサイクリングのための施設整備	○	○	○
施設の点検と維持管理	○	○	
お祭り広場の機能の向上	○		
南部中学校南側広場の魅力向上		○	
親水空間の整備			○
五条川沿川の岩倉らしい景観づくり	○	○	○
■基本方針3 多様な主体が協働して、五条川の水辺環境の向上に取り組む			
広報などによる市民の意識啓発	○	○	○
環境学習や環境イベントの継続・充実	○	○	○
市民との協働による生き物調査の実施	○	○	○
アダプトプログラムなどによる環境美化の促進	○	○	○
市民主体の活動団体の組織化や活動支援	○	○	○
市民などの連携強化を図る仕組みづくりの検討	○	○	○
市民協働による竹林公園の維持管理と活用		○	
環境保全などに関する人材の育成	○	○	○
青少年ボランティアなどによる若い世代の育成	○	○	○
新たな人材を発掘する仕組みの検討	○	○	○